

静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第8号

静岡県財産規則の一部を改正する規則

静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 財産管理者 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）第62条の2の政策推進担当部長、<u>同規則第62条の3の地域外交担当部長</u>、<u>同規則第10条第1項第1号の表</u>に掲げる知事戦略局長の長（以下「知事戦略局長」という。）及び同表に掲げる総務課の長並びに静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、行政組織規則第60条第1項に規定する出納局長（以下「出納局長」という。）、議会事務局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育委員会組織規則」という。）第6条第1項の表に掲げる部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(出納員に対する委任)</p> <p>第9条 会計管理者は、<u>会計課長の職</u>にある出納員に有価証券の出納及び保管の事務並びに公有財産、債権及び基金の記録管理に関する事務を委任する。</p> <p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 財産管理者 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）第62条の2の政策推進担当部長、<u>行政組織規則第62条の3のデジタル戦略担当部長</u>、<u>行政組織規則第62条の4の地域外交担当部長</u>、<u>行政組織規則第10条第1項第1号の表</u>に掲げる知事戦略局長の長（以下「知事戦略局長」という。）及び同表に掲げる総務課の長並びに静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、行政組織規則第60条第1項に規定する出納局長（以下「出納局長」という。）、議会事務局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育委員会組織規則」という。）第6条第1項の表に掲げる部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(出納員に対する委任)</p> <p>第9条 会計管理者は、<u>会計総務課長の職</u>にある出納員に有価証券の出納及び保管の事務を、<u>会計支援課長の職</u>にある出納員に公有財産、債権及び基金の記録管理に関する事務を委任する。</p> <p>第20条の2 前条の規定にかかわらず、次に掲</p>

げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。

(1)～(4) (略)

(5) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる参事（総括担当）（以下「教育部参事（総括担当）」という。）

(6) (略)

(物品の取得等の決定)

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第2条第1号に規定する部局長（警察本部長を除く。）、スポーツ担当部長及び農林水産担当部長をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局長、危機管理部の次長及び <u>教育部参事（総括担当）</u> をいう。）
(略)	

別表第7 (略)

行政組織規則の規定により本庁	(略)
----------------	-----

げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。

(1)～(4) (略)

(5) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる理事（総括担当）（以下「教育部理事（総括担当）」という。）

(6) (略)

(物品の取得等の決定)

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第2条第1号に規定する部局長（警察本部長を除く。）、スポーツ担当部長、 <u>感染症対策担当部長</u> 及び農林水産担当部長をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局長、危機管理部の次長及び <u>教育部理事（総括担当）</u> をいう。）
(略)	

別表第7 (略)

行政組織規則の規定により本庁	(略)
----------------	-----

に置かれた局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、オリンピック・パラリンピック調整室、空港調整室、先端農業推進室及び <u>出納局会計課</u>	に置かれた局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、オリンピック・パラリンピック調整室、空港調整室、先端農業推進室及び <u>出納局会計総務課</u>
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「
 様式第17号中 申込者 住所〔法人その他の団体にあつては、
 その主たる事務所の所在地〕を
 氏名〔法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「
 申込者 住所〔法人その他の団体にあつては、
 その主たる事務所の所在地〕に改める。
 氏名〔法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者の氏名〕」

「
 様式第21号中 申請者 住所〔法人その他の団体にあつては、
 その主たる事務所の所在地〕を
 氏名〔法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者の氏名〕[㊞]」

「
 申請者 住所〔法人その他の団体にあつては、
 その主たる事務所の所在地〕に改める。
 氏名〔法人その他の団体にあつては、
 その名称及び代表者の氏名〕」

様式第23号、様式第24号、様式第75号及び様式第76号中「会計課長」を「
 会計総務課長」に改める。」

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県財産規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申込書等は、改正後の静岡県財産規則の相当する様式により提出された申込書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。